

Information

平成30年8月利用分から 介護サービス利用時の自己負担割合が変わります

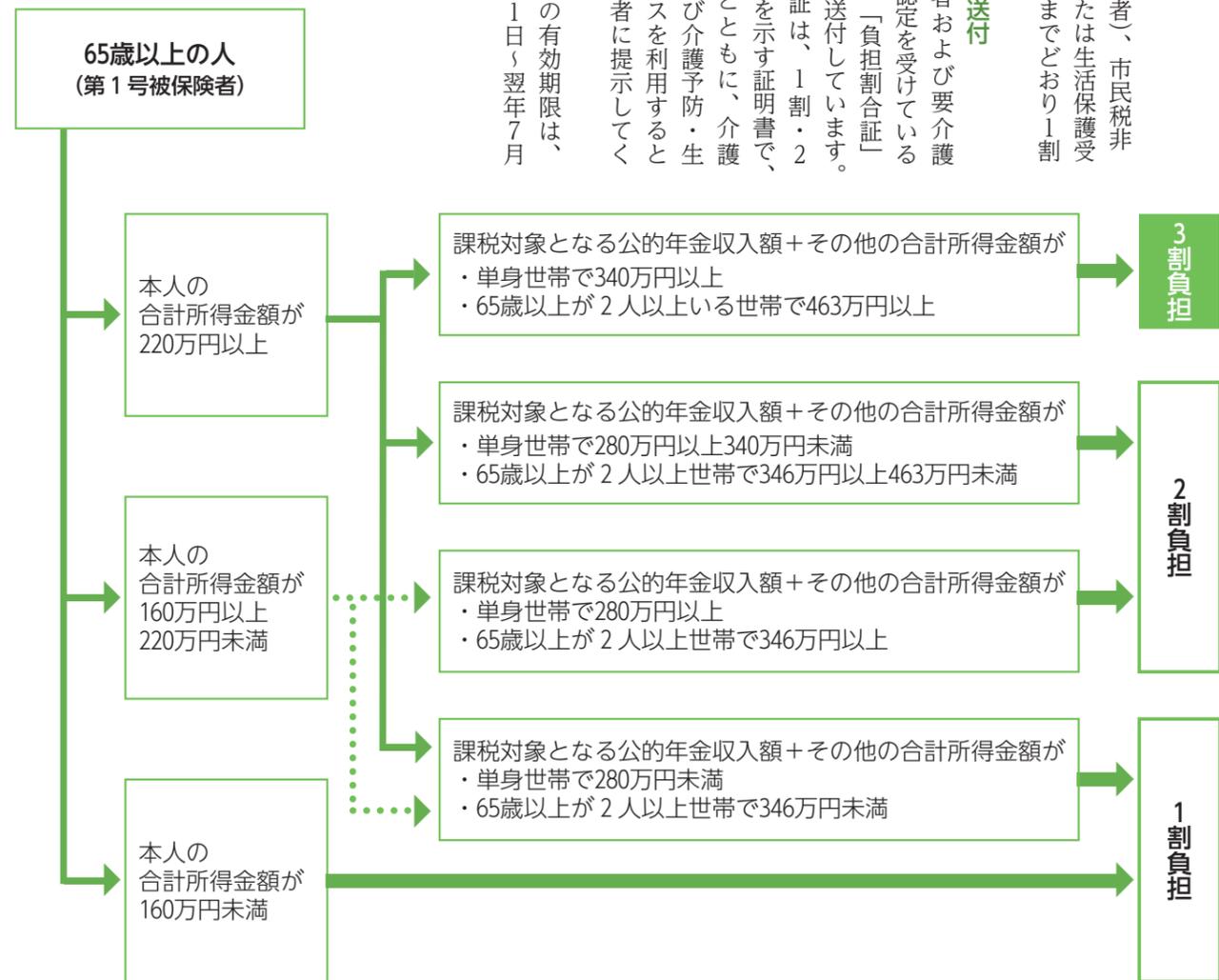
問い合わせ 高齢介護課 ☎9157

65歳以上で所得の高い人の自己負担割合が3割に

介護サービスや介護予防・生活支援サービスを利用する場合は、費用の一定割合（自己負担割合）の負担が必要です。

これまで自己負担割合は、1割、または一定以上の所得のある人は2割でしたが、介護保険法が改正され、これまで自己負担割合が2割だった65歳以上の人（第1号被保険者）で、特に所得の高い人の自己負担割合が3割に変更されました（図）。

（図）自己負担割合の判定の流れ



- 「合計所得金額」とは、課税対象となる収入額から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後の所得金額で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の金額です。長期譲渡所得および短期譲渡所得に関する特別控除がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。
- 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、課税対象となる公的年金収入額の雑所得を除いた金額です。

Information

「手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進によるやさしいまちづくり条例」を施行しました

■ 条例の制定まで

障害者権利条約や障害者基本法では、手話が言語として位置付けられ、すべての障がいのある人に、手話を含む言語やその他のコミュニケーション手段に関する選択の機会が確保されることなどが規定されました。

このような中、市では、手話やコミュニケーションに関する条例を策定することとし、障がいのある人やその家族、関係者で構成される「はつかいち福祉ねっと」のプロジェクトで、皆さんに意見をいただきながら、条例に盛り込む内容をまとめました。

■ 条例の目的

障がいのある人の中には、

障がいの特性によってコミュニケーション手段が限られるため、意思疎通が困難な人もいます。また、手話や筆談、点字など、多様なコミュニケーション手段が使われていますが、広く市民に理解されていないため、障がいのある人はさまざまな場面で選択の機会が限られたり、生活しづらさを感じたりしています。そこで、市は、障がいのある人もない人もコミュニケーションにより理解を深め、すべての市民が安心して豊かに暮らすことができるよう「ひとりひとりが笑顔になるやさしいまちはつかいち」を実現するため、条例を制定しました（7月1日施行）。

障がいのあるなしに関わらず、コミュニケーション

問い合わせ 障害福祉課 ☎9186

■ 条例の内容

- 条例には、次のようなことが定められています。
- ◆ 手話が言語であること
- ◆ 多様なコミュニケーション手段の利用促進に向けた市の責務、市民および事業所の役割

■ 今年度の取り組み

- ・ 障がいの特性や、特性に応じたコミュニケーション手段をまとめたパンフレットの作成や講演会の開催
- ・ 障がいのある人のお話や手話などを体験する学習会の開催

手話は言語です

ろう者（聴覚に障がいがあり、手話を使う人）への教育に手話ではなく、口話法（口の動きを読む）が推奨されるなど、手話を習って使うことが難しく、ろう者が生きづらい時期がありました。手話は手指や体の動き、表情などを使い視覚的に表現するとても大切な言語です。このことを広く普及したいと考えています。

● 手話であいさつをしてみましょう

「こんにちは」は、「お昼」と「あいさつ」の手話を組み合わせて表現します。



「お昼」の手話
顔を時計の文字盤に見立て、おでこ辺り（12時）に人差し指と中指を当てて表現します。



「あいさつ」の手話
人さし指を向い合わせで曲げ、頭を下げる様子を表現します。

● コミュニケーション手段の例

コミュニケーションボード	要約筆記
ボードに描かれている絵や図を指して、考えていることを伝えます。	「筆談ボード」やパソコン、スマートフォンなどを使い、会話の内容などを文字で伝えます。
	音声コード
	文字情報をコードにし、専用の機器やスマートフォンで読み取り、音声などで聞くことができます。

コミュニケーションボード